二　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ　建設型応急住宅

(1)～(3)　略

(4)　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

(5)～(7)　略

ロ　略

（福祉サービスの提供）

第七条　法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

一　災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。

二　都道府県知事等（法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。第十五条第一号イにおいて同じ。）又は災害発生市町村等（法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものであること。

三　次の範囲内において行うこと。

イ　災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ　災害時要配慮者からの相談対応

ハ　災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ニ　災害時要配慮者の避難所への誘導

ホ　福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

四　福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからニまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

五　福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被災した住宅の応急修理）

第八条　法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

二　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ　建設型応急住宅

(1)～(3)　同上

(4)　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

(5)～(7)　同上

ロ　同上

［条を加える。］

（被災した住宅の応急修理）

第七条　法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］